

2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 日和産業株式会社
代表者名 取締役社長 中橋 太一郎
(コード番号 : 2055 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長
総務部長 安井 秀夫
(TEL 078-811-1221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について決議いたしました。なお、本件は 2025 年 6 月 27 日開催の第 121 回定時株主総会に付議する予定です。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2025 年 5 月 12 日付「監査等委員会設置会社への移行及び移行後の取締役候補者に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、2025 年 6 月 27 日開催の第 121 回定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除及び経過措置の設置等の変更を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 28 条を変更案第 28 条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、剰余金の配当等の決定を取締役会決議により行うことを可能とするため、現行定款第 39 条及び第 40 条を変更案第 34 条のとおり変更するものであります。
- (4) その他、上記各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 27 日（金曜日）（予定）
定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 27 日（金曜日）（予定）

以上

別紙

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u> 第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(削除)
第 8 条～第 11 条 (条文省略)	第 7 条～第 10 条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第 12 条～第 18 条 (条文省略)	第 11 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(定員) 第 19 条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	(定員) 第 18 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の取締役は 8 名以内とし、 <u>監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u> は 4 名以内とする。 <u>当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。</u>
(選任) 第 20 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。	(選任) 第 19 条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決</u>

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	議において選任する。 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
(任期) 第21条 取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の在任の取締役の残任期間と同一とする。</u>	(任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、 <u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第22条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ずにこれを開くことができる。	(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は各取締役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役全員の同意があるときは招集手続きを経ずにこれを開くことができる。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第23条 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することがで</u>

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
	<u>きる。</u>
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)
(役付取締役及び代表取締役) 第25条 取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各1名、取締役相談役、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 取締役会の決議により前項の取締役のうち、各自会社を代表する代表取締役4名以内を選定する。	(役付取締役及び代表取締役) 第25条 取締役会はその決議をもって <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から、取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各1名、取締役相談役、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 取締役会の決議により前項の取締役のうち、各自会社を代表する代表取締役4名以内を選定する。
第26条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 5 章 監査役及び監査役会	(削除)
<u>(定員)</u> 第29条 当会社の監査役は4名以内とする。	(削除)
<u>(選任)</u> 第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 <u>監査役の選任決議は議決権を行使す</u>	(削除)

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<u>ることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <u>会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。</u> 3. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	
<u>(任期)</u> 第31条 <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ずにこれを開くことができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会の決議の方法)</u> 第33条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<u>(常勤の監査役)</u> 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(報酬等)</u> 第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、 <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第29条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。 <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査等委員全員の同意があるときは招集手続きを経ずにこれを開くことができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第31条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
第 6 章 会 計 監 査 人	第 6 章 会 計 監 査 人

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第 <u>37</u> 条 (条文省略)	第 <u>32</u> 条 (現行どおり)
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
(期末配当金) 第 <u>39</u> 条 当会社は、株主総会の決議によって 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式 質権者に対し金銭による剰余金の配 当(以下「期末配当金」という。)を 支払う。	(削除)
(中間配当金) 第 <u>40</u> 条 当会社は、取締役会の決議によって、 毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式 質権者に対し、会社法第454条第5項 に定める剰余金の配当(以下「中間 配当金」という。)をすることができる。	(削除)
(新設)	(剰余金の配当等) 第 <u>34</u> 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項につ いては、法令に別段の定めのある場 合を除き、取締役会の決議によって 定めることができる。 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9月30日とする。
第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 当会社は、第121回定時株主総会終結 前の行為に関する会社法第423条第 1項所定の監査役(監査役であった ものを含む。)の損害賠償責任を、法 令の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。 2. 第121回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であったものを含む。)の行 為に関する会社法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約につい ては、なお同定時株主総会の決議に

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
	<u>よる変更前の定款第36条（監査役の 責任免除）の定めるところによる。</u>

以上